

組織整備法施行令の改正案に対しての意見募集を開始



環境省は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(以下、組織整備法)施行令の一部改正に対しての意見募集を平成 24 年 12 月 10 日から平成 25 年 1 月 9 日まで行いました。

平成 24 年 5 月の水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令により、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び 1,4-ジオキサンが水質汚濁防止法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する有害物質に追加されました。それに伴い、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに組織整備法第 2 条第 2 号の政令で定める工場(特定工場)として、公害防止管理者等を選任させることとするために改正を行うものです。

(組織整備法施行令別表第 1 に追加する施設)

- ①水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 33 号に規定する施設のうち、
 - ・1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造施設
 - ・ポリエチレンテレフタレートの製造施設
 - ・塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造施設
- ②水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 34 号に規定する施設のうち、
 - ・2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴム製造施設
- ③水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 35 号に規定する施設のうち、
 - ・2-クロロエチルビニルエーテルの製造施設
- ④水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 37 号に規定する施設のうち、
 - ・エチレンオキサイドの製造施設
 - ・エチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造施設
- ⑤水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 38 号の 2 に規定する施設
- ⑥水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 46 号に規定する施設のうち、
 - ・1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設
- ⑦水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 47 号に規定する施設のうち、
 - ・1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造施設
- ⑧水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 50 号に規定する施設のうち、
 - ・1,4-ジオキサンの試薬の製造施設
- ⑨水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 2 に規定する施設

当社は水質汚濁防止法に関する測定項目についても、多くの実績と経験がございます。また、関連する情報についても随時提供致しております。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 12 月 10 日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 佐藤亮平